

# 社団法人 日本馬事協会役員給与規程

制定 平成14年6月3日

(目的)

第1条 社団法人日本馬事協会の役員の給与に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 常勤役員（以下第3条、第5条及び第6条において単に「役員」という。）の給与は次のとおりとする。

- 一 本俸
- 二 通勤手当

(本俸)

第3条 役員の本俸は年俸制とし、次の範囲内で会長が別に定める。ただし、支給に当たっては、年俸を12で除した額を毎月支給する。

- 一 専務理事 12,000,000円以内
- 二 常務理事 10,800,000円以内

(給与の支給日)

第4条 給与の支給日は、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日とする。

(給与の計算)

第5条 新たに役員となった者には、その日から給与を支給し、役員が退職したときは、その日まで給与を支給する。

- 2 役員が死亡したときは、その月まで給与を支給する。
- 3 第1項の規定により給与を支給する場合であって、月の全日数について支給するとき以外のときは、その給与額はその期間の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。

2 通勤手当の月額、は、一般職給与法第12条第2項に規定する額とする。

3 前二項に規定するもののほか、通勤の実情に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて会長が別に定める。

(非常勤役員手当)

第7条 非常勤役員には、手当を支給しない。

付 則

この規程は、平成14年6月20日から実施し、平成14年6月3日から適用する。